

Q & A（低所得世帯の生徒における第一種奨学金学力基準撤廃）

Q 1 今回の学力基準撤廃はどういう趣旨で実施するのですか。

(A 1)

「ニッポン一億総活躍プラン」や「未来への投資を実現する経済対策」を踏まえ、経済的な不安により進学を断念せざるを得ないような低所得世帯の生徒について、学力（成績）基準を実質的に撤廃し、進学を一層後押しするために実施するものです。

【参考】

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日 閣議決定）

- ・無利子奨学金については、残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供に係る成績基準を大幅に緩和することにより、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。

「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日 閣議決定）

- ・無利子奨学金については、速やかに残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を平成 29 年度（2017 年度）進学者から実質的に撤廃し、必要とする全ての子供たちが受給できるようにする。

Q 2 今回の学力基準撤廃の対象となるのはどういう人ですか。

(A 2)

生計を維持する人（2人いる場合には2人とも）の住民税（所得割）が非課税（0円）である方が対象となります。

対象となる生徒については、第一種奨学金の学力（成績）基準である「評定平均値 3.5」を適用せず、次のいずれかに該当する者として学校長からの推薦を得られる場合には申し込むことができるようになりました。

- ① 特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
- ② 進学先の大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

Q 3 住民税が非課税かどうかわかりません。どうすればわかりますか。

(A 3)

平成 28 年 1 月 1 日時点にお住まいの区市役所・町村役場にお問い合わせください。

なお、課税証明書がお手元にある場合は、市町村民税（特別区民税を含む）の「所得割額」の欄が「0円」と表記されていれば、非課税であることが確認できます。

れます。

変更後の税額が0円となっている方は、以下のいずれかの書類を提出いただくことにより申し込むことができます。

- ① 税額変更通知書（コピー可）
- ② 税額変更が反映された住民税（非）課税証明書（コピー可）

Q 6 成績は全く関係ないのですか。

(A 6)

今回の施策は、低所得世帯の生徒が経済的な不安により進学を断念しないよう、学力（成績）基準を実質的に撤廃し、進学を一層後押しするために実施するものです。

住民税非課税世帯の生徒については、第一種奨学金の学力（成績）基準である「評定平均値 3.5」を適用しませんので、評定平均値が「3.5」に満たない人で次のいずれかに該当すれば申し込むことができます。

- ① 特定分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。
- ② 大学における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

Q 7 申し込みは、いつからできるのですか。また、どこに申し込むのですか。

(A 7)

申込みのできる期間が学校ごとに異なりますので、在学している学校の奨学金担当者にご確認ください。

また、申込みに必要な書類等は在学している学校から受け取り、在学している学校に提出することになります。

Q 8 生活保護世帯です。対象になりますか。

(A 8)

対象となります。平成 28 年度住民税（非）課税証明書をご提出ください。

住民税（非）課税証明書を用意できない場合は、生活保護受給証明書（直近 3 か月以内に発行されたもの）で代えることができます。（いずれもコピー可）

Q 9 浪人中ですが申し込めますか。

(A 9)

卒業後 2 年以内の方については、予約採用に申し込むことができます。

住民税非課税世帯であれば、在学中の方と同様、第一種奨学金の学力基準撤廃の対

象者となりますので、卒業した学校にお問い合わせの上、卒業した学校よりお申し込みください。

Q10 高校奨学給付金を受けています。申し込めますか。

(A10)

今回募集している対象者の要件を満たしていれば、申し込むことができます。

その場合、高校奨学給付金の支給決定通知書を住民税（非）課税証明書に代えることができます。